

第 1. 審査の対象

1. 各公営企業会計決算

- (1) 平成 28 年度枚方市水道事業会計決算
- (2) " 枚方市下水道事業会計決算
- (3) " 枚方市病院事業会計決算

2. 関係書類

- (1) 平成 28 年度枚方市各公営企業会計事業報告書
- (2) " 枚方市各公営企業会計収益費用明細書
- (3) " 枚方市各公営企業会計固定資産明細書
- (4) " 枚方市各公営企業会計企業債明細書

第 2. 審査の方法

審査に付された各公営企業会計決算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示し、会計処理は、関係法令等に従って的確に行われているか、また、その経営が経済性の発揮と公共の福祉を増進するように運営されているかについて、関係書類を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

第 3. 審査の期間

平成 29 年 7 月 4 日から平成 29 年 8 月 28 日まで

第 4. 審査の結果

審査に付された決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており計数は正確であり、経営成績及び財務状態は適正に表示されているものと認められた。

なお、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 20 号）及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 6 号）に基づく地方公営企業会計基準（以下「新会計基準」という。）については、水道事業会計及び下水道事業会計は平成 25 年度より早期適用、病院事業会計については平成 26 年度より適用した。

今後の運営に当たっては、公営企業の本来の目的である公共の福祉の増進の見地に立って、経済性を発揮しつつ健全な財政運営を図るよう望むものである。